



野生生物の 保護管理

野生生物課

1 絶滅のおそれのある野生動植物の保護

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づき、希少野生動植物を指定し、捕獲、譲渡などを禁止しています。ツシヤママネコなど特に保護の必要性が高い種については「保護増殖事業計画」を策定し、個体数回復のための取組を行っています。また、管内ではハナシノブの生育環境、ベッコウトンボの生息環境の保護を図るため「生息地等保護区」を指定しています。



ツシヤママネコ



ハナシノブ



ベッコウトンボ

2 野生鳥獣の保護

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護管理法)に基づき、野生鳥獣の捕獲を禁止し、保護繁殖を目的に国指定鳥獣保護区を設置しています。管内には、沖ノ島、和白干潟・多々良川河口、伊奈、舟志ノ内、男女群島、東よか干潟、肥前鹿島干潟、荒尾干潟、枇榔島、出水・高尾野、霧島、草垣島の12箇所があります。



カンムリウミスズメ (枇榔島)



ナベヅル・マナヅル (出水市)



ダイゼン・チュウシャクシギ・ハマシギ (荒尾干潟)

3 ラムサール条約湿地

ラムサール条約とは、正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」と言い、湿地や湿地に生息・生育する動植物の保全と賢明な利用の促進を目的としています。管内では6箇所の干潟や湿地が登録されています。

イランのラムサールで開催された会議で採択されたため、一般的にラムサール条約と呼ばれています。

4 外来生物対策

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)に基づき、生態系、人命や身体、農林水産業などに被害を及ぼすおそれのある動植物113種(H27.3.1現在)が特定外来生物に指定されています。管内では、アライグマ、クリハラリス、オオキンケイギクなどが分布域を拡げており、生態調査や被害防止のための啓発などに取り組んでいます。



アライグマ



クリハラリス



オオキンケイギク